

様式7（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

訓子府町長

訓子府町移住支援事業に係る移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書

訓子府町移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、金額を確定しましたのでお知らせいたします。

本通知書を受領後、同封の請求書及び振込先口座名義と口座番号を証する書類（通帳の写し等）を訓子府町宛てに提出してください。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 訓子府町は、訓子府町移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に訓子府町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・訓子府町移住支援金交付要綱第3条第2号（就業による場合）において、申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に訓子府町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 訓子府町は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領及び訓子府町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の申請や交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、移住支援金の申請者及び支援対象企業に対し、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--